

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第28号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後		
1	別表第7（第2条関係）	別表第7（第2条関係）		
	県土整備事務関係手数料		県土整備事務関係手数料	
	事務	名称	金額	指定試験 機関等
	[略]			
39	租税特別措置法 施行令第25条の4 第16項に規定する 事情があることに ついての認定の申 請に対する審査	[略]		
[略]				
2	別表第5（第2条関係）	別表第5（第2条関係）		
	商工労働観光事務関係手数料		商工労働観光事務関係手数料	
	事務	名称	金額	指定試験 機関等
	[略]			
13	職業能力開発促 進法施行令（昭和	(1) 実技試験 ア [略]	[略]	

<p>44年政令第258号) 第2条第1号の 規定に基づく技能 検定試験の実施</p>	<p>イ 1級、2級、3級 (在校生が技能検定 を受ける場合を除く 。)、<u>基礎1級、基 礎2級</u>及び単一等級 の場合 (ア)～(ウ) [略] ウ [略] (2) [略]</p>	<p>44年政令第258号) 第2条第1号の 規定に基づく技能 検定試験の実施</p>	<p>イ 1級、2級、3級 (在校生が技能検定 を受ける場合を除く 。)、<u>基礎級</u>及び単 一等級の場合 (ア)～(ウ) [略] ウ [略] (2) [略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成29年11月1日から施行する。